

安平町町民自治推進委員会 ～ 第4期推進委員の選定に向けて ～

まちづくりへの町民参画と協働をより一層深めるため、「安平町まちづくり基本条例」や「安平町町民参画推進条例」を作ることで終わりにするのではなく、「育てる条例」として、制定されたあとも「きちんと運用されているか」「修正するべきところはないか」など、その運用状況を町民主体でチェックしていくための調査・審査機関に安平町町民自治推進委員会を設置しており、これまで第1期から第3期の推進委員に活動をしていただきました。

これより第3期推進委員の委嘱期間の任期満了に伴い、安平町町民自治推進委員会条例第3条第1項第1号及び第3号に基づき、第4期推進委員の選定を行ってまいります。

①町民自治推進委員会の委員組織について

町民自治推進委員会は、次の区分により町長が委嘱した12名以内の委員で組織されます。

- (1)住民基本台帳から無作為で選ばれた方で、委員として委嘱されることを希望した方
- (2)学識経験のある方
- (3)地域コミュニティ団体（自治会、町内会、農事組合など）の構成員の方
- (4)その他町長が専門知識や男女構成割合を考慮して委嘱する方

②町民自治推進委員会の役割・任期・報酬等について

(1)役割

まちづくり基本条例の運用状況や町民参画の実施状況、条例の見直しについて、町長の諮問に応じて調査を行い、答申や提言を行う役割です。

(2)任期

委嘱の日から2年間（なお、第1回目の会議は9月頃を予定しています）

(3)報酬

町が定める「非常勤特別職の報酬・費用弁償条例」の規定により報酬をお支払いします。

③委員委嘱に向けた手続きについて

(1)住民基本台帳（選挙人名簿登録者）から無作為に選ばれた方の手続き

- ・300名を無作為に選び、封書を送付します。
※無作為に選んだ300名の方への封書の送付は7月中旬を予定しています。
- ・封書が届き、委員になることを希望される方は、電話もしくは二次元バーコードからお申し込みいただけます。
※希望されない方は申し込み不要です。
- ・申し込みがあった方に対して、会議開催日等をお知らせする依頼文を送付します。
※希望者多数の場合は、抽選となる場合があります。

(2)地域コミュニティ団体の構成員の委嘱手続き

- ・町内の自治会、町内会で構成する4つの連合会に対して委員となる方の推薦を依頼します。
（追分地区1名、安平地区1名、早来地区1名、遠浅地区1名の計4名を予定）

「町民参画による協働のまちづくり」という目標に向けて、町民自治推進委員会の委員の委嘱と第1回目の会議に向けた手続きを行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751